

経済・金融フラッシュ

No.08-024 2008/05/14

道路特定財源の一般財源化

09年度からの全額一般財源化を閣議決定

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門 シニアエコノミスト 篠原 哲

TEL:03-3512-1838 E-mail:shino@nli-research.co.jp

1. 09年度からの全額一般財源化を閣議決定

道路特定財源を2008年度から10年間維持する「道路財政特別措置法（改正道路整備財源特例法）」が13日の衆院本会議で、再可決され成立した。また、福田内閣は13日の閣議で、再可決に先立ち、道路特定財源を2009年度から全額一般財源化する基本方針を閣議決定した。

衆院で成立した道路特措法は、自動車やその燃料であるガソリンなどにかかる税金を、一般の税金とは区別し、道路整備に用途を特定するという「道路特定財源制度」を、今後10年間維持することを織り込んでいる。一方、閣議決定は、道路特定財源制度を2009年度から廃止し、全額一般財源化するとしており、道路特措法とは「矛盾」する内容となっている。

13日の閣議決定では、道路特措法に盛り込まれた道路特定財源制度の規定は09年度からは適用されないとしており、これに従えば、衆院で再可決された道路特定財源制度の延長期間は今後10年間ではなく、あくまで08年度の1年間のみということになる。そもそも一般財源化を実現するには、道路特措法をさらに改正する必要がある。しかし今回の国会では、そのための時間的猶予がなかったため、まずは「08年度からの10年間維持」を盛り込む道路特措法を成立させ、同時に09年度からの一般財源化を閣議決定することで、実質的には道路特定財源制度の延長期間は1年限りであるということを示した格好だ。

2009年度からの一般財源化が閣議決定されたことを受け、今後は、道路特定財源の改革に向けた議論が本格化することになる。まずは、閣議決定の内容どおりに、来年度からの一般財源化を実現することができるかが、最大の注目点となるだろう。

他にも、閣議決定では今後10年間で59兆円の事業費を必要とした「道路整備の中期計画」を、期間を半分の5年に短縮した新計画を策定する方針が示された。また、一般財源化の実現に際して、その取り扱いが論点となることが予想される揮発油税などの暫定税率

については、今年末の税制抜本改革時に検討するとしている。

2. 求められる歳出改革の徹底

道路特定財源を、全額一般財源化する方針が閣議決定されたことは、政府支出の改革という観点からは大きな前進と言える。道路特定財源の規模は、2008年度ベースで、国税 3.3兆円・地方税 2.1兆円の合計 5.4兆円に及ぶが、現行制度については、「本当に必要な道路か」という点に関係なく、財源が確保され、事業が実施される恐れがあることを問題視する向きが多い。一般財源化を実現することで、本当に必要な事業であれば実施し、無駄なものであれば事業を行わず、その財源を、社会保障や債務の削減などに使用するという選択肢を増やすことは、財政再建の観点からも望ましいと考えられる。

とはいえ、仮に来年度からの全額一般財源化が実現しても、事業の必要性などの検証が実施されず、道路の事業量が現在と変わらないようであれば、実質的には現行の道路特定財源制度が維持されてしまう可能性もある。道路特定財源の改革を実効性のあるものにするためには、一般財源化の実現とあわせて、事業の必要性と有効性を検証し、無駄な道路事業は実施しないという方針を徹底していくことも重要となるだろう。

道路特定財源の諸税一覧

(国分)

税目		道路整備充当分	税率	2008年度税収(億円)	暫定税率の上乗せ分(億円・概算)
揮発油税	ガソリンにかかる税	全額	暫定税率 48.6円/L (本則税率) 24.3円/L	27,685	13,843
石油ガス税	石油ガスにかかる税	収入額の1/2	本則税率 17.5円/kg	140	
自動車重量税	車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税	収入額の2/3(国税分)の約8割	暫定税率 自家用6300円/0.5t年 (本則税率) 自家用2500円/0.5t年	5,541	3,342
国税分合計				33,366	17,185

(地方分)

税目		道路整備充当分	税率	2008年度税収(億円)	暫定税率の上乗せ分(億円・概算)
地方道路譲与税	ガソリンにかかる税、納付は揮発油税とともに行われる	地方道路税の収入額の全額	暫定税率 5.2円/L (本則税率) 4.4円/L	2,962	456
石油ガス譲与税	石油ガスにかかる税	石油ガス税の収入額の1/2	本則税率 17.5円/kg	140	
自動車重量譲与税	車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税	自動車重量税の収入額の1/3	暫定税率 6300円/0.5t年 (本則税率) 2500円/0.5t年	3,575	2,156
軽油引取税	軽油等にかかる税	全額	暫定税率 32.1円/L (本則税率) 15.0円/L	9,914	5,281
自動車取得税	自動車を取得した場合にかかる税	全額	暫定税率 自家用は取得価格の5% (本則税率) 取得価格の3%	4,024	1,610
地方税分合計				20,615	9,503

国+地方 合計				53,981	26,688
----------------	--	--	--	---------------	---------------

資料：国土交通省、財務省、総務省資料より作成

注1：税収は2008年度当初予算案と2008年度地方財政計画案の数値。

注2：暫定税率による上乗せ分は、税収と税率から筆者が試算した。ただし自動車重量税については、自家用の税率を、自動車取得税については2/5を乗じて算出しているため、実際よりも上乗せ額の規模が大きくなっている。

3. 論点のひとつとなる暫定税率の問題

一般財源化に向けた議論のなかでは、暫定税率をどう取り扱うかも注目点となる。

道路特定財源には、道路整備の拡充に当てるという目的のもと、本則の税率と比較し約2倍の暫定税率が設定されている。例えばガソリンに課税される揮発油税については、本則税率である1リットル当たり24.3円であるのに対して、暫定税率では48.6円となっている。暫定税率による年間の税収増は、国が1.7兆円、地方が0.9兆円の合計約2.6兆円の規模である。

暫定税率の目的を考えると、道路特定財源を一般財源化するのであれば、暫定税率を引き下げるという主張も根強い。ただし、そうなると歳入は2.6兆円規模の税収減となるため、仮に、道路支出の大規模削減が実現しても、他の社会保障などの支出に充てる余地が小さくなる可能性もでてくる。一般財源化に際した、暫定税率のあり方の議論のなかでは、①暫定税率を現行のまま維持する。②暫定税率を廃止する。③暫定税率を廃止したうえで、環境税や消費税で置き換えるということなどが、選択肢に挙がってくるだろう。

暫定税率の問題は、ガソリン価格等を通じて、家計にも直接的な影響を与えるため、国民の関心も高い。一般財源化に向けて、暫定税率をどのように扱うかも、今後の大きな論点となるだろう。